

特定小型原動機付自転車（電動キックボード）について

交通ルールを守りましょう！

令和5年7月1日から、道路交通法の改正により一定の基準を満たす電動キックボード等は、「特定小型原動機付自転車」として、新たな交通ルールが適用されます。

（要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分に応じた法令の規定が適用されます。）

◆主な交通ルール

①車道通行の原則

原則、車道を通り、信号を守らなければなりません（※自転車道通行可）。また、原則、道路左側端を通り、右側を通りしてはいけません。

②右左折の方法

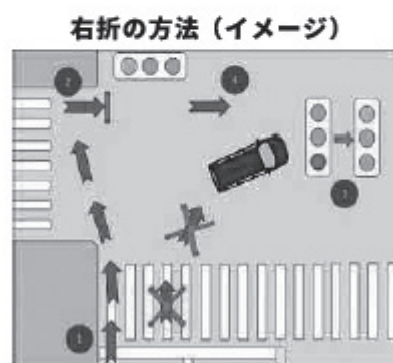
- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- ・どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

③通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通りしてはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

④歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者に道を譲らなければなりません。

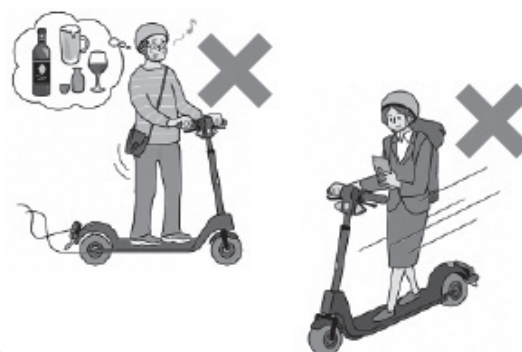


標識（例）



◆年齢制限・飲酒運転禁止等

- ①16歳未満の運転は禁止されています。
- ②お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪です。
- ③スマートフォン等で通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。



◆安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131
税務課税務グループ ☎01392-2-3131